

新型コロナウイルス感染症による『小学校休業等対応助成金』の活用

新型コロナウイルス感染症により、令和2年2月27日～9月30日までの間に、臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要になった職員に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成されます！



①「小学校等」とは、

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校、特別支援学校（全ての部）
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②「臨時休業等」とは、

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるように依頼があった場合（※保護者が自主的な判断で休ませた場合は対象外）

③「対象となる保護者」とは、

親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者（子どもの世話を一時的に補助する親族も含む）

○対象となる有給の休暇の範囲

- ・学校等の元々の休日以外の日など
- ・半日単位、時間単位の休暇
- ・休暇制度について整備されている（但し、就業規則に整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。）

○職員に対して支払う賃金の額

年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うこと



◆助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

※対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（15,000円を上限とする）

◆対象となる有給休暇の期限：令和2年9月30日

◆申請期間：令和2年12月28日まで（※事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。）

《事後申請が認められる小学校助成金(FAQ)》

Q6-3	年次有給休暇や欠勤を、事後的に特別休暇に振り替えた場合は対象になりますか。
A	本助成金においては対象になります。なお、年次有給休暇を事後的に特別休暇に振り替える場合には、労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。



〔お問い合わせ先〕

- ・フリーダイヤル：0120-60-3999
- 受付時間：9:00～21:00 土日・祝日含む
- ・和歌山労働局雇用環境・均等室
- Tel 073-488-1170
- 受付時間：8:30～17:15 土日祝日除く

〔申請書の提出先〕

「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送（配達記録が残るもの）してください。

〔和歌山の郵送先〕

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝2丁目ビル4階



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金の活用について

●助成金の対象⇒次の①～③の全ての条件を満たす事業主が対象

☑令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備する

②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主

☑令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

③当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

●助成内容⇒1事業所当たり20人まで

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満:25万円
以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)

●申請期間⇒事業所単位ごとの申請

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

※雇用保険被保険者と雇用保険被保険者以外の2種類の様式があります。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから
http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



雇用環境均等室：073-488-1170



賃金請求権の消滅時効が「2年」から「3年」に延長(2020年4月)

賃金請求権の消滅時効期間は、民法一部改正法による使用人の給料を含めた短期消滅時効廃止後の契約上の債権の消滅時効期間とのバランスを踏まえ、5年とする。ただし、当分の間、現行の労基法第109条に規定する記録の保存期間を合わせて3年とすることで、企業の記録保存に係る負担を増加させることなく 未払賃金等に係る一定の労働者保護を図ります。



年俸制を採用している医師や職員の雇用契約書の見直しを検討をお勧めします。

(労働基準法第41条第2号に該当する労働時間・休憩時間・休日が適用しない管理監督者は除く。)

○通常勤務の賃金と残業代を区別する。

神奈川県男性医師 年俸1,700万円に残業代が含まれるか？

最高裁:「年俸によって残業代が支払われていたとはいえない」として、審理を高裁に差し戻し

→ 残業代と通常勤務の賃金は区別できる仕組みにする必要あり・・・雇用契約書等に記載すること

残業代と通常勤務の賃金と区別しておくことが大切です。その場合何時間分の残業代であるかなども明確に示しておいてください。



5・6月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 2件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします